

2020年9月7日

各 位

会社名 株式会社 TAKARA & COMPANY  
代表者名 代表取締役社長 堆 誠一郎  
(コード番号 7921 東証第一部)  
問合せ先 常務執行役員総務部長兼 CSR 部長  
若松 宏明  
(TEL. 03-3971-3260)

## 公募による自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関するお知らせ

当社は、2020年9月7日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達の目的】

当社グループは、創業以来「顧客第一」の実践を図るべく、「正確・迅速・機密保持」をモットーに、常に知識と技術の研鑽に努め、お客様のディスクロージャーと IR に関するあらゆるご要望をサポートする「ディスクロージャー情報サービス」企業として成長し続けております。

現在、ディスクロージャー業界を取り巻く環境は大きく変化しており、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う資本市場・経済活動の停滞、感染拡大を契機とした事業構造の変化、デジタル化の一層の推進など様々な事業環境の変化が想定されております。このような状況の中、当社も更なる飛躍に向け、戦略機能の強化とグループ管理機能の強化のため、2019年12月に持株会社へ移行し、商号を「宝印刷株式会社」から「株式会社 TAKARA & COMPANY」へ変更いたしました。2020年7月には、グローバルなファイナンシャルサポート企業とディスクロージャー&IRのオンリーワン企業を目指すため、2023年度までの3年間を計画期間とする「新・中期経営計画 2023」を新たに策定いたしました。今後もグループ各社の専門性を磨き、発想力・創造力を結集することでグループシナジーを発揮し、市場ニーズに応えるだけでなく、ニーズを先取りした製品やサービスを提供できるグローバルなオンリーワン企業集団への成長を目指してまいります。

ディスクロージャー関連事業については、法定開示領域での一層の専門能力を強化し、開示支援システムや、コンサルティング機能の向上、Web開示の強化等、周辺領域への拡大を図ります。また、通訳・翻訳事業におけるリソースを活かし、海外投資家向け情報開示を強化しつつ、任意開示領域の高品質化、多言語対応等、開示媒体の多様化に対応し、企業価値向上へのワンストップソリューションを提供する体制の強化を図ります。

通訳・翻訳事業については、2018年11月にシンガポールの翻訳事業会社 Translasia Holdings Pte. Ltd. の株式を取得して子会社とし、また2019年2月に翻訳会社の株式会社十印及び2020年3月には通訳サービス大手の株式会社サイマル・インターナショナルの株式を取得し完全子会社といたしました。同業界における品質、シェアの国内ナンバーワン企業としての地位を確固たるものとし、国内企業、海外企業、官公庁、他非営利団体など様々な事業体のグローバル化推進に貢献いたします。

ご注意: この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

上記方針をベースとしつつ、より積極的な成長を目指すためには、新規事業の開拓等を含め、様々な施策が求められると考えております。

本資金調達を行うことにより、開示支援システムの高機能化を進めお客様の利便性をより一層高めるとともに、成長のベースとなる強固な財務基盤と財務柔軟性の確保を図り、今後の企業価値向上に向けた経営基盤の強化に繋げていく所存です。

## 記

### 1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,700,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2020年9月15日(火)から2020年9月18日(金)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 2020年9月23日(水)から2020年9月28日(月)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の4営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 堆 誠一郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 255,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から255,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 堆 誠一郎に一任する。

ご注意: この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 255,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 2020 年 10 月 19 日(月)
- (6) 払込期日 2020 年 10 月 20 日(火)
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 堆 誠一郎に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 255,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、255,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は 2020 年 9 月 7 日(月)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 255,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2020 年 10 月 20 日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2020 年 10 月 14 日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」

ご注意: この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

という。)について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 2. 今回の一般募集による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,744,816株	(2020年8月31日現在)
一般募集による処分株式数	1,700,000株	
一般募集後の自己株式数	44,816株	

## 3. 今回の本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,936,793株	(2020年9月7日現在)
本件第三者割当増資による増加株式数	255,000株	(注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	13,191,793株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

## 4. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限4,126,536,550円については、当社の完全子会社である宝印刷株式会社における開示決算プロセス統合ツールのユーザビリティ及び機能向上のための開発資金として2020年12月までに500,000,000円を、2023年7月までに1,000,000,000円を充当し、残額を2021年5月末までに当社における借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、宝印刷株式会社における上記資金への充当については、当社から宝印刷株式会社への投融資を通じて行う予定であり、実際の充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

また、宝印刷株式会社における上記開発計画は、2020年9月7日現在、①マルチウィンドウ化等、作業効率を向上させ、より直感的な操作を可能とすることによるユーザーの負担軽減のための開発(2019年1月着手、2021年2月完了予定、投資予定金額の総額1,122,000,000円、既支払額578,000,000円)及び②文書内、文書間の整合性チェック機能強化、他社製品との外部連携機能の強化等によるさらなる作業の効率化のための開発(2021年1月着手、2023年9月完了予定、投資予定金額の総額1,150,000,000円)で構成されております。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績予想への影響は軽微であります。調達資金を上記の資金に充当することにより、財務基盤の強化に繋がるものと考えております。

## 5. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化及び今後の事業展開を勘案した上で、業績に応じた配当を行うこととしております。また、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨、定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化に活用していきたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期
1株当たり連結当期純利益	99.39円	110.63円	139.01円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	50.00円 (25.00円)	50.00円 (25.00円)	54.00円 (27.00円)
連結配当性向	50.3%	45.2%	38.8%
自己資本連結当期純利益率	8.0%	8.5%	10.0%
連結純資産配当率	4.0%	3.8%	3.9%

(注) 1 連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

2 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（純資産合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。

3 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期	2021年5月期
始 値	1,654円	1,945円	1,605円	1,887円
高 値	2,077円	1,984円	2,020円	3,015円
安 値	1,582円	1,495円	1,335円	1,763円
終 値	1,945円	1,617円	1,887円	2,902円
株価収益率	19.6倍	14.6倍	13.6倍	—

(注) 1 2021年5月期の株価については、2020年9月4日(金)現在で表示しております。

2 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2021年5月期の株価収益率については、期中であるため記載していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### (4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社野村及び野村朱実氏は野村証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。